#### 公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年4月26日

久留米市監査委員中 島 年 隆久留米市監査委員塙 秀 二久留米市監査委員原 口 和 人久留米市監査委員藤 林 詠 子

# 出資団体監査報告(1)

### 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期間	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団	平成29年2月2日 ~平成29年3月31日	0	О

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成27年度事業及び平成28年度事業について、当該事業によって 出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査 を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

#### 第3 出資の内容

1 出資の名称 公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 出資金

2 設立(出資)の目的

久留米市民に対して、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、子育て支援・児童の健 全育成に関する事業及び地域社会の振興に関する事業を行うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせ るまちづくりに寄与することを目的とする。

- 3 基本財産及び市出資金(平成28年3月31日現在)
  - (1) 基本財産 15,000,000円
  - (2) 市出資金 15,000,000円

#### 第4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従って適正に執行されていた。

## 出資団体監査報告(2)

### 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期間	指摘事項 件数	意見 件数
一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構	平成29年2月2日 ~平成29年3月31日	0	О

#### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成**27**年度事業及び平成**28**年度事業について、当該事業によって 出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査 を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

#### 第3 出資の内容

- 1 出資の名称
  - 一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構 出資金
- 2 設立(出資)の目的

久留米市及び地域団体等と連携しながら、農業文化の健全なる発展、伝統あるつつじ文化の振興、緑花木の生産振興を図るとともに、久留米市が耳納北麓一帯を事業区域として展開する「みどりの里づくり」 事業の主要活動主体として、管理運営する施設の有効活用を図ることにより、地域社会の形成に寄与することを目的とする。

- 3 基本財産及び市出資金(平成28年3月31日現在)
  - (1) 基本財産 30,000,000円
  - (2) 市出資金 20,000,000円

#### 第4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従って適正に執行されていた。

## 財政援助団体監査報告(3)

### 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期間	指摘事項 件数	意見 件数
公益社団法人 久留米市シルバー人材センター	平成29年2月2日 ~平成29年3月31日	2	0

#### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成**27**年度及び平成**28**年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

#### 第3 財政援助の内容

1 財政援助の名称 (所管部局) 公益社団法人 久留米市シルバー人材センター 補助金 (商工観光労働部)

#### 2 財政援助の目的

自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進、及び高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

- 3 事業費及び財政援助の額(平成27年度決算額)
  - (1) 事業活動費 692,072,695円
  - (2) 援助額 37,962,000円

#### 第4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討又は是正を要する事項が認められた。

# 指 摘 事 項

- 1 休日の振替を行う際に、同一週を超える振替をしているにもかかわらず、割増賃金を支給していないものがある。
- 2 会員が賠償事故を起こした場合、賠償金を補てんするために自己負担金を徴収しているが、当センターが加入している賠償責任保険は、相手方への賠償金と同額の保険金を受け取ることができるとのことであるので、自己負担金を徴収する理由や必要性、名目等については整理・検討が必要と思われる。